

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月9日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羅 怡文
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【電話番号】	(03)6852-8880
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 矢野 輝治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【電話番号】	(03)6852-8881
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 矢野 輝治
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 73,989,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 11,278,188,000円
	(注) 1. その他の者に対する割当の金額は、平成27年2月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した発行価額の総額の見込額であります。
	(注) 2. 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、平成27年2月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	350個（新株予約権 1 個につき100,000株）
発行価額の総額	73,989,000円（注）5
発行価格	未定（注）6
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年 4 月 2 日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ラオックス株式会社 本店 東京都港区芝二丁目 7 番17号
払込期日	平成27年 4 月 3 日（金）
割当日	平成27年 4 月 3 日（金）
払込取扱場所	交通銀行 東京支店

（注）1．第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成27年3月9日（月）付の取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、平成27年3月16日（月）から平成27年3月18日（水）までの間のいずれかの日（以下「行使価額等決定日」という。）に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、行使価額等決定日に本新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

3．本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。割当予定先の状況につきましては「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4．本新株予約権の募集とは別に、平成27年3月9日（月）付の取締役会決議において、公募による当社普通株式の発行及び当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）並びに第三者割当による当社普通株式の発行（以下併せて「本件公募増資等」という。）について決議しております。

5．発行価額の総額は、平成27年2月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した発行価額の総額の見込額であります。

6．発行価格は、行使価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の0.70%に相当する金額に100,000を乗じた額となります。

7．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は、1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は35,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100,000株とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次に定める算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 本項に定めるところにより割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、行使価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、1.06を乗じた価格(以下「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は、本欄第4項の規定に従って、調整されることがある。</p> <p>3. 行使価額の修正 本新株予約権については、行使価額の修正を行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。本項において「交付」とは、当社普通株式の発行及び当社の保有する当社普通株式の処分を意味する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、又は本新株予約権の発行決議と同時に決議されたSMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当により当社普通株式を発行する場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次に定める算式に従って当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{より当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>未定 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年4月6日（月）（当日を含む。）から平成30年4月3日（火）（当日を含む。）までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 交通銀行 東京支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり本新株予約権の発行価格に相当する価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることが当社株主総会で決議された場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり本新株予約権の発行価格に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使要請

当社は、割当予定先との間で、行使価額等決定日に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含むファシリティ契約を締結する予定です。

〔ファシリティ契約の内容〕

ファシリティ契約は、当社と割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、割当予定先は、当社の要請に従い、本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。

割当予定先は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合を除き、本新株予約権を行使しないことに同意します。

当社は、取引所における10連続取引日（終値のない日数を除く。）の当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（小数以下を切り捨てる。）（以下「時価」という。）が行使価額等決定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を上回った場合には、ファシリティ契約の規定に従い、本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」という。）及び行使要請期間中に割当予定先に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」という。）を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、時価が行使価額等決定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を上回った日の翌取引日に、割当予定先に対して通知（以下「行使要請通知」という。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、割当予定先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。但し、割当予定先は、本新株予約権を行使する義務は負いません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。

当社は、行使要請通知を撤回、取消し又は変更することはできません。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権者は、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
11,278,188,000	92,722,000	11,185,466,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額(73,989,000円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(11,204,199,000円)を合算した金額であり、平成27年2月27日(金)現在の取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記(1)に記載の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額11,185,466,000円について、11,000,000,000円は平成28年1月から平成29年12月末までに免税ネットワークの構築に向けた新規出店及び既存店舗の改装等の設備投資資金の一部に充当し、100,000,000円は平成28年1月から平成29年12月末までに業務効率化を企図した基幹システムであるERPシステム開発投資の一部に充当し、残額が生じた場合は、平成29年12月末までに当社子会社である楽購思(上海)商贸有限公司への投融資資金に充当する予定であります。当該子会社は、当社からの投融資資金を営業所や物流施設等、貿易仲介事業の強化に資する物流ネットワーク構築資金の一部に充当する予定であります。

なお、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金による資金調達手段により充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

また、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書に記載された重要な設備の新設等の計画については、本有価証券届出書提出日(平成27年3月9日)現在(但し、既支払額については、平成27年1月31日現在)、以下のとおりとなっております。

事業所所在地 店舗数	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 延床面積 (㎡)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
秋葉原本店 (東京都千代田区)	改装	1,250		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成28年12月	平成28年1月～ 平成28年12月	3,131
大阪上海新天地店 (大阪府大阪市)	改装	720		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	3,306
秋葉原ABC店 (東京都千代田区)	改装	600		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	1,021
チャンネルシティ博多店 (福岡県福岡市)	改装	500		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	4,182
道頓堀店 (大阪府大阪市)	改装	400		自己資金、借入金、増資資金	平成27年1月	平成27年3月	661
新宿WATCH (東京都新宿区)	改装	250		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	846
沖縄あしびなー店 (沖縄県豊見城市)	改装	50		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	331
銀座店 (東京都中央区)	土地取得 及び新規 出店	15,023		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成28年12月	平成27年3月～ 平成28年12月	2,248
心齋橋店 (大阪府大阪市)	土地取得 及び新規 出店	3,202		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	780
銀座新館 (東京都中央区)	新規出店	2,129		自己資金、借入金、増資資金	平成27年6月	平成27年9月	1,322
新宿店 (東京都新宿区)	新規出店	2,107	120	自己資金、借入金、増資資金	平成27年1月	平成27年6月	1,983

事業所所在地 店舗数	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 延床面積 (㎡)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
お台場店 (東京都港区)	新規出店	716		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	645
長崎店 (長崎県長崎市)	新規出店	624		自己資金、借入金、増資資金	平成27年2月	平成27年4月	860
福岡店 (福岡県福岡市)	新規出店	446		自己資金、借入金、増資資金	平成27年7月	平成27年9月	459
小樽店 (北海道小樽市)	新規出店	314		自己資金、借入金、増資資金	平成27年4月	平成27年6月	344
函館店 (北海道函館市)	新規出店	131		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月	平成27年5月	169
日光店 (栃木県日光市)	新規出店	128		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月～ 平成27年12月	平成27年3月～ 平成27年12月	165
太宰府店 (福岡県太宰府市)	新規出店	103		自己資金、借入金、増資資金	平成27年3月	平成27年5月	132
北海道・東北地方2店 舗 (北海道、宮城県)	新規出店 及び改装	287		自己資金、借入金、増資資金	平成28年1月～ 平成29年12月	平成28年1月～ 平成29年12月	1,091
関東地方12店舗 (東京都、千葉県、神 奈川県、茨城県、栃木 県)	新規出店 及び増床	5,975		自己資金、借入金、増資資金、 本新株予約権の発行及び行使に よる調達資金	平成28年1月～ 平成29年12月	平成28年1月～ 平成29年12月	6,496
中部地方5店舗 (愛知県、静岡県、 長野県、岐阜県)	新規出店	2,156		自己資金、借入金、本新株予約 権の 発行及び行使による調達資金	平成29年1月～ 平成29年12月	平成29年1月～ 平成29年12月	2,083
近畿地方7店舗 (大阪府、京都府、 兵庫県)	新規出店	5,667		自己資金、借入金、増資資金、 本新株予約権の発行及び行使に よる調達資金	平成28年1月～ 平成29年12月	平成28年1月～ 平成29年12月	4,496
九州地方6店舗 (沖縄県、福岡県、 佐賀県、大分県)	新規出店	2,265		自己資金、借入金、増資資金、 本新株予約権の発行及び行使に よる調達資金	平成28年1月～ 平成29年12月	平成28年1月～ 平成29年12月	2,446
合計		45,043	120				39,197

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社普通株式の一般募集及び売出しについて

当社は、平成27年3月9日(月)付の取締役会において、公募による当社普通株式の発行(以下「一般募集」という。)及び当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)並びにS M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」という。)について決議し、同日、有価証券届出書を提出しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	(1) 名称	GRANDA MAGIC LIMITED	
	(2) 本店の所在地	2nd Floor, Harbour Drive, P.O. Box 30592, George Town, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands.	
	(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。また、証券口座に関する常任代理人は以下のとおりです。 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	(4) 代表者の役職及び氏名	代表取締役 金 明	
	(5) 事業内容	投資業	
	(6) 資本金	50,000米ドル	
	(7) 主たる出資者及びその出資比率	香港蘇寧電器有限公司(100%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成26年12月31日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成26年12月31日現在)	当社の普通株式277,838千株を保有しております。 (当社の発行済株式総数の50.62%)
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧雲商集団股份有限公司の100%出資子会社である香港蘇寧電器有限公司の100%出資子会社にあたるケイマン法人です。

2. GRANDA MAGIC LIMITEDの親会社等にあたる蘇寧雲商集団股份有限公司に関する情報は以下のとおりです。

a. 割当予定先の親会社等の概要	(1) 名称	蘇寧雲商集団股份有限公司	
	(2) 本店の所在地	中国江蘇省南京市山西路8号金山大厦1 5層	
	(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。また、証券口座に関する常任代理人は以下のとおりです。 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	(4) 代表者の役職及び氏名	董事長(注) 張 近東 (注) 日本の代表取締役会長に該当	
	(5) 事業内容	家電販売事業	
	(6) 資本金	7,383百万人民元	
	(7) 主たる出資者及びその出資比率	張 近東(30.64%)	
b. 提出者と割当予定先の親会社等との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の親会社等の株式の数 (平成26年12月31日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先の親会社等が保有している提出者の株式の数 (平成26年12月31日現在)	GRANDA MAGIC LIMITEDを通じて、当社の普通株式277,838千株を保有しております。 (当社の発行済株式総数の50.62%)
	人事関係	当社に取締役を4名、監査役を1名派遣しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。		

c．割当予定先の選定理由

割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧雲商集団股份有限公司（以下「蘇寧雲商集団」という。）の100%孫会社にあたり、蘇寧雲商集団が国際化の一環として設立した投資事業会社であり当社の筆頭株主でもあります。蘇寧雲商集団は、中国国内において家電量販店としての歴史があり、中国出店事業を中核事業の一つとする当社にとって戦略的に極めて重要なパートナーであると考えております。蘇寧雲商集団は、当社と平成21年6月に業務資本提携契約を締結して以来、現在に至るまで当社に取締役等を派遣（平成26年12月31日現在取締役4名、監査役1名在任）しており、資本的支援だけでなく、知名度や流通網（物流システム・ECサイト、アフターサービス等）の利用、人材・情報の共有化の推進といった点においても当社事業の支援を行っております。かかる当社の業務戦略上極めて重要な会社である蘇寧雲商集団との協力関係を維持することが、当社の企業価値及び株主価値を向上するためには最善の方策であると判断し、その100%孫会社にあたるGRANDA MAGIC LIMITEDを割当予定先として選定いたしました。

また、本新株予約権の割当予定先をGRANDA MAGIC LIMITEDと決定した過程においては、中国法令における国外投資管理弁法（中国国内から国外へ投資する場合における審査・承認手続等の基準を定めた中国の法令）を参照し、中国において必要となる審査・承認手続に要する期間と本新株予約権の発行スケジュールを勘案しております。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は35,000,000株であります。

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本新株予約権の取得後、当社による行使要請に基づき本新株予約権を行使して取得した株式については売却を目的とせず、原則として当社企業価値の向上を支援する中長期的な視点で保有する旨について、割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITEDに加え、同社の親会社である蘇寧雲商集団からも口頭にて確認いたしております。

なお、割当予定先は、当社に対して、行使価額等決定日に始まり、本新株予約権の割当日から起算して180日目の日に終了する期間中は、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、行使価額等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等しないこと、並びに本新株予約権の権利行使、譲渡又は売却を行わない旨を合意しております。

また、割当予定先は、S M B C日興証券株式会社に対して、行使価額等決定日に始まり、本新株予約権の割当日から起算して180日目の日に終了する期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、行使価額等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等しないこと、並びに本新株予約権の権利行使、譲渡又は売却を行わない旨を合意しております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、直近の割当予定先の財務諸表（平成26年12月期）に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g . 割当予定先の実態

当社は、割当予定先又はその役員若しくは主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しています。また、当社は、割当予定先が暴力若しくは威力を使い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（代表取締役 渡部洋介 本社：東京都杉並区上荻1-2-1）に調査を依頼いたしました。具体的には、GRANDA MAGIC LIMITEDとその100%親会社である香港蘇寧電器有限公司とさらにその100%親会社である蘇寧雲商集団に遡って、法人、その取締役及び主要株主の調査を実施いたしました。その調査の結果、株式会社エス・ピー・ネットワークが保有する公開情報データベースとの照合により、割当予定先及びその関係会社並びにそれらの役員について、現時点で、割当予定先等関係者が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認し、その旨の報告書を受領しており、また、当社内においても公知の情報を収集し検証した結果反社会的勢力との関係は存在しないことを確認しており、割当予定先が特定団体等ではないこと及び特定団体等と一切関係はないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。但し、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件、並びに当該算定機関が評価基準日（平成27年3月6日）現在の当社の株価、当社の配当利回り、無リスク利率等に基づき算定した行使価額等決定日終値期待値を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の評価を行っております。当該算定機関が算定した本新株予約権の評価結果を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額は、行使価額等決定日における取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の0.70%に相当する金額に本新株予約権1個当たりの割当株式数（100,000株）を乗じた額としました。

なお、当該算定機関は、当社株式の株価、株価変動率等に関する前提、当社の資金調達需要及び割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITEDの権利行使行動に関する一定の前提（ファシリティ契約の規定に基づく行使要請が可能な状況において当社が本新株予約権につき全部の行使要請を実施し割当予定先による権利行使を促すことや、割当予定先が当社による行使要請に応じて速やかに最大限の権利行使を行うことを含みます。なお、取得条項の行使は考慮しておりません。）を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについての当社の法律顧問の助言を参考にしつつ、当該算定結果のレンジの下限を下回らない水準である0.70%を用いて算出される本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権の発行条件について、本日現在において当社の支配株主である蘇寧雲商集団グループと利害関係を有しない当社社外監査役である西澤民夫及び上村明から、本新株予約権の払込金額が第三者算定機関による新株予約権の評価結果に基づき決定されることから、本新株予約権の発行条件が有利発行には該当せず、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見書を得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である当社株式の総数は35,000,000株であり、平成26年12月31日現在の発行済株式総数548,881,033株に対して6.38%（議決権総数544,700個に対しては6.43%）となります。しかし、今回の一般募集、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、当社がグローバル企業へとさらなる成長を遂げるために、当社グループの国内拠点における設備投資等に必要とされる資金の調達を目的とするとともに、資本充実による中長期的な成長のために必要な財務基盤の強化にも繋がるものであり、また、本新株予約権の割当予定先が中長期的な視点で保有する旨を表明していることから流通市場への影響も軽微であると考えており、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
GRANDA MAGIC LIMITED (常任代理人 大和証券株式会社)	2ND FLOOR HARBOUR DRIVE P.O.BOX 30592 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1203 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号)	277,838	51.01	312,838	45.03
GRANDA GALAXY LIMITED (常任代理人 大和証券株式会社)	SCOTIA CENTRE, 4TH FLOOR, P.O. BOX 2804, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-1112, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号)	55,908	10.26	55,908	8.05
日本観光免税株式会社	東京都目黒区東が丘一丁目34番5 号	54,897	10.08	54,897	7.90
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,646	1.04	5,646	0.81
中文産業株式会社	東京都品川区西五反田七丁目13番 6号	5,429	1.00	5,429	0.78
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番 1号)	5,261	0.97	5,261	0.76
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45,8001 ZURICH SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目27番30 号)	5,050	0.93	5,050	0.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7 番1号)	4,050	0.74	4,050	0.58
HSBC FUND SERVICES A/C 006JF (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	LEVEL 13,1 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番 1号)	3,203	0.59	3,203	0.46
日本トラスティ・サ・ビス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,093	0.57	3,093	0.45
計		420,376	77.18	455,376	65.55

(注) 1. 平成26年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日現在の所有株式数及び総議決権数に前記「募集又は売出しに関する特別記載事項 当社普通株式の一般募集及び売出しについて」に記載の一般募集及び本第三者割当増資による増加分を加味し、かつ割当予定先が本新株予約権を全部行使した場合の数字であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第38期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年3月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第39期第1四半期（自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年5月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第39期第2四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第39期第3四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年3月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月31日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月9日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成27年3月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 対処すべき課題 >

(1) 持続的な成長

当社グループにおいては、引き続き主要3事業に積極的に取り組んでまいりますが、その中で特にジャパンプレミアムを世界に届けることを最重要課題としております。

円安の進捗、査証緩和の政策的後押し等により訪日外国人観光客の増加が見込まれる中、異業種やグローバル免税店の参入、既存小売店の免税ビジネス強化によりインバウンド業界の競争も激化してきております。その中で、日本における総合免税ネットワークの先駆者としてのポジションを維持強化するため、商品とサービスを拡充し「国内店舗事業」を大きく発展させることです。また「貿易仲介事業」を収益事業として確立し、「中国出店事業」の黒字化に取り組んでまいります。引き続き事業の拡大スピードに応じた内部統制の整備、管理体制の強化を行い、業務オペレーションの効率化、人材の採用・育成を推進し、課題解決に取り組んでまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、平成27年2月12日の取締役会において、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第2次中期経営計画を策定いたしました。第1次中期経営計画における再生ステージに続き、第2次中期経営計画においては成長ステージとしてジャパンプレミアムの体現を推進し、主要3事業を拡大してまいります。

国内店舗事業においては、「日本一の免税ネットワークを目指す」、「グローバルおもてなしで顧客満足度向上へ」、「メーカー&商社=お客様=当社 全てが満足する3WINの関係を構築」を方針として、ネットワーク構築による店舗のプレミアム、魅力的な商品構成によるMDのプレミアム、お客様満足度の高いサービスを提供する人材のプレミアムといった3つのプレミアムの創出により、お客様満足度の向上を目指してまいります。

具体的には、出店戦略として首都圏、関西地区、九州地区、北海道地区への旗艦店、大型店の出店をはじめとし、訪日観光客に人気のエリアに大中小規模の店舗をくまなく出店することで店舗網の拡大を積極的に推進いたします。

さらに、MD戦略として、高品質で安全性の高いメイドインジャパン製品にこだわり、「日本製の良い商品を求める人」に向けた品揃えを強化してまいります。また、当社の強みでもある独自のオペレーションシステムによる効率性の高い店内オペレーション、免税事業のノウハウ蓄積に基づく強力な営業体制については引き続き強化していく方針であります。

中国出店事業においては、中国市場におけるメイドインジャパン商品の販売を目的に、市場動向に合わせ実店舗とECとのバランス及び融合を図りつつ展開いたします。中国国内ECサイト大手の親会社蘇寧雲商集団股份有限公司が運営する「Suning.com」へ「Laox海外旗艦店」を出店したことを足掛かりに、ECにおける販売促進を強化するとともに「銀聯オンラインモール日本館」「楽天グローバルマーケット」をはじめ、今後も中国各サイトと代理店出店、商品供給とともに連携を深め、日本商品専門サイトならラオックスというポジションへの成長を図ってまいります。

貿易仲介事業においては、市場動向にあわせ、輸出入のバランスを見極めつつ商品開発を強化し、メイドインジャパンの高品質で安全な商品を世界へ輸出してまいります。

当社は、主要3事業における各戦略を推進し、それぞれの事業規模の拡大と収益力強化を図り、中期経営計画の実現を目指してまいります。

<事業等のリスク>

当社グループにおいて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがございます。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年3月9日）現在において当社が判断したものであります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び対応に努める所存であります。

カントリーリスクについて

当社グループが行なっている主要3事業「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」、とりわけ「国内店舗事業」における免税品販売事業は、海外諸国、なかでも中国の政治・経済情勢、外国為替相場等の変動に大きな影響を受けます。何らかの事由により、中国や海外諸国において政治・社会不安、経済情勢の悪化、法令・政策の変更などが起こり、訪日観光客の大幅な減少や当社グループが提供する商品に対する需要減退等が生じた場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

中国国内の家電量販業について

当社グループは中国において家電量販業を基本とした事業を行なっておりますが、中国国内の商圈の変化は激しく非店舗小売業との生存競争は激烈です。よって当社グループの中国国内の既存店においても他社の店舗戦略や競合状況によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

国内店舗事業の競合について

当社は、総合免税店として日本最大級の充実した店舗ネットワークを構築するため、多店舗展開を目指しておりますが、インバウンド市場が拡大すると共に、異業種からの新規参入やグローバル免税店の出店、既存小売店の免税ビジネス強化により各店舗間の競合状況は激化してきております。そのため総合免税ネットワークの先駆者としてのポジションを維持するため出店スピードを強化しておりますが、当社の計画通りに出店を行うことが出来ない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存及び人材確保について

当社グループは代表取締役を含む役員・幹部社員等の知識・経験などがグループの経営、業務執行において重要な役割を果たしており、これらは当社グループにおける重要な経営資源と考えられます。

しかし、これらの役職員が何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループでは、メンバーズカード会員をはじめ店舗及びインターネット通販顧客などに関する多くの個人情報情報を保有しており、社内に「コンプライアンス委員会」及び「内部監査室」を設置し、当社グループの業務が法令順守の方針に沿って運営されているかを監査しております。しかし、コンピューターシステムのトラブル等による予期せぬ情報漏洩が発生する可能性は残っており、その場合、当社は社会的信用を失うとともに、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

商品の安全性について

当社グループでは、店舗での商品の販売のほか、自社開発商品の開発・販売を行っております。商品の安全性に関する社会の期待、関心は高まっており、当社グループにおいても仕入に際しての品質基準の見直しや品質検査、適法検査等を強化し、安全な製品の供給に努めております。しかしながら、当社グループが販売した商品に不具合等が発生した場合は、大規模な返品、製造物責任法に基づく損害賠償や対応費用の発生、信用失墜等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・事故等について

当社グループにおいて、大地震や台風の自然災害、著しい天候不順、予期せぬ事故等が発生した場合、客数低下による売上減少のみならず、店舗等に物理的な損害が生じ、当社グループの販売活動・流通・仕入活動が妨げられる可能性があります。また、国内外を問わず、災害、事故、暴動、テロ活動、また当社グループとの取引先や仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす事象が発生した場合も同様に当社グループの事業に支障をきたす可能性があります。

— 法的規制によるリスク

当社グループは、国内及び海外において様々な法令や規制の適用を受けて事業展開を行っております。当社グループでは、コンプライアンスを経営上の重要な課題と位置づけ、その強化に努めておりますが、コンプライアンス上のリスクを完全に排除することはできません。当社グループの事業活動が法令や規制に抵触するような事態が発生したり、予期せぬ法令や規制の新設・変更が行われたりした場合、経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

— 役員・社員の内部統制によるリスク

当社グループは、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営上の重要な課題と位置付けており、内部統制システム整備の基本方針を定め、同システムの継続的な充実・強化を図っております。業務運営においては役員・社員の不正及び不法行為の防止に万全を期しておりますが、万一かかる行為が発生した場合、経営成績、財政状態及び当社の社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ラオックス株式会社 本店

（東京都港区芝二丁目7番17号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。